平成２２年（フ）第５６６号
京都府木津川市相楽姫子46番地１　エミエール山田川202号
債務者　中田　直穂（旧姓友重）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６０８号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地９―402
債務者　白畠　豊彦
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６１７号
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町11番地　石田ビル２Ｆ
債務者　石田　博子（旧姓藤岡）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６２６号
京都市山科区大宅坂ノ辻町35番地２　藤沢文化住宅17号
債務者　小谷由美子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
兵庫県西宮市神原４番７―203号
債務者　阪田ミサヲ
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７７号
兵庫県西宮市門前町５番３―205号
債務者　佐々木秀一
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７８号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番５―305号
債務者　加茂　　稔
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目52番14―1006号
債務者　金山武雄こと　金　　英旭
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６号
鳥取県鳥取市面影１丁目18番12―205号　県住205号、旧住所鳥取県鳥取市田島770番地グランシャリオ403号
債務者　飯田　治正
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７号
鳥取県鳥取市面影１丁目18番12―205号　県住205号
債務者　飯田　智子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８号
鳥取県鳥取市賀露町西１丁目3010番地２
債務者　金谷久美子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０号
広島県呉市倉橋町6371番地
債務者　岡峯　郁枝
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５７号
広島県呉市吉浦東本町３丁目６番８号
債務者　藤野　武晃
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第６６号
広島県呉市広横路２丁目３番29号
債務者　谷　　亨
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第９３８号
高知市仲田町14番６号　松原ハイツ102号
債務者　森田津八子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０６号
高知市長浜941番地53
債務者　山路喜代子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２８号
高知県香美市土佐山田町秦山町１丁目４番15号
債務者　山本　髙志
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３１号
高知県南国市岡豊町小篭521番地
債務者　畠山　正和
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　高知地方裁判所破産係